

地域福祉おたすけ隊 会則

(会の名称)

第1条 本会は「地域福祉おたすけ隊」と称する。(旧称：光が丘・高松・旭町・土支田の地域福祉を考える会)

(会の連絡先)

第2条 本会の連絡先は光が丘ボランティアコーナー気付けとする。

(会の目的)

第3条 本会は、地域福祉の向上・地域において顔の見える関係作りのきっかけに資する活動を行うことを目的とする。

(活動の内容)

第4条 本会は、会の目的を達成する為に、以下の諸活動を実施する。

(1) 顔の見える関係作りにつながる活動

○地域のイベントへの積極的な参加

○交流会の実施

○地域の他団体との交流・協力

○マップ作り

○家具転倒防止器具や飛散防止フィルムなどの取り付けを希望するお宅へ伺い実施する。

○家具転倒防止器具や飛散防止フィルムの取り付け実演会などの実施

○その他、防災活動に関する啓発

(2) 会報の発行

(3) 月1回の定例会の実施

(4) その他、本会の目的達成のための諸活動

(禁止事項)

第5条 会内や活動先において宗教・政治・営利活動は禁止とする。

(入会資格)

第6条 本会は会員と賛助会員を設ける。

(1) 会員 会の目的に賛同し、定期的に定例会に出席する等の実際に活動できる者

(2) 賛助会員 会の目的に賛同し、会費を納める者

(会費)

第7条 本会の必要経費は会費でまかなう。会費は会員の資格によって以下の通りとする。

(1) 会員 一年間 1,000円

(2) 賛助会員 一年間 一口 500円

(会員資格の喪失)

第8条 以下の要件に該当する場合は、会員の資格を喪失するものとする。

(1) 本人から退会の申し出があった場合

(2) 一定期間以上の会費の未納があり、督促に応じない場合

(3) 第5条に定める行為があった場合

(役員)

第9条 本会は、役員として、代表・副代表・会計・会計監査を各1名ずつ置くこととする。

(役員任期)

第10条 役員は会員の中から互選により、任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

付則 この会則は平成18年4月21日より施行する。